

第九管区海上保安本部 公示 第 19 号

水路業務法（昭和 25 年法律 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 4 年 4 月 11 日

第九管区海上保安本部長

渡邊 保範

新潟市中央区竜が島 1 丁目地内の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 新潟県新潟地域振興局

住 所 新潟県新潟市秋葉区新津 4524-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 新潟市中央区竜が島 1 丁目地内（付図に示すとおり）

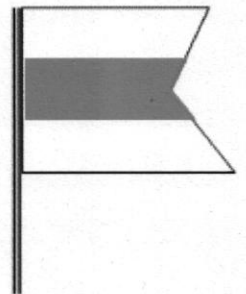
期 間 令和 4 年 5 月 9 日から令和 4 年 5 月 27 日までのうち 1 日間

3 水路測量の実施方法

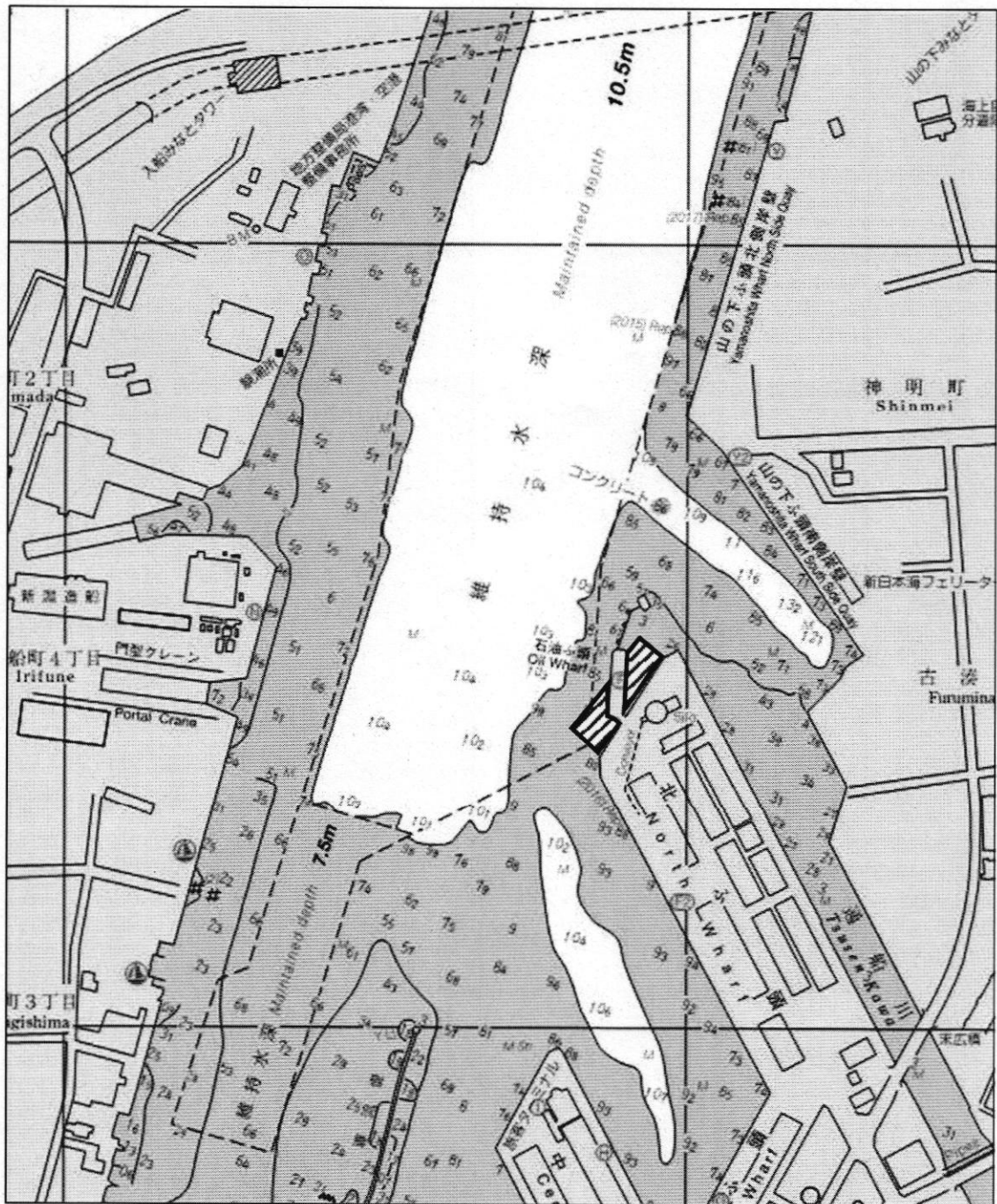
G N S S により測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める白紅白の標識を掲げる。



付図



 測量区域